

特別養護老人ホーム 智頭町立心和苑
《短期入所生活介護サービス ご利用料金表》

【 1割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

1割	公費一部負担額 / 日						⑦	⑧	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
	基本報酬	短期生活機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜間職員配置加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり (①～⑥) 合計	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1日あたり 合計
要介護 1	696	12	4	8	18	18	756	⑦×日数 に 8.3%を 乗じた 金額	819
要介護 2	764						824		892
要介護 3	838						898		973
要介護 4	908						968		1,048
要介護 5	976						1,036		1,122

※新型コロナウイルス感染症に対するための特例的は評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額（日額）				合計 (①+②+③/日)
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受けている方	820 円	300 円	150円	0円	1,270円
第2 段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	820 円	600 円			1,570円
第3 段階 ①	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円超120万円以下の方	1,310 円	1,000 円			2,460円
第3 段階 ②	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 120万円超の方	1,310 円	1,300 円			2,760円
第4 段階	・ 上記以外の方	2,006 円	1,445 円			3,601円

※1 所得に応じて、食費・居住費の負担限度額が設けられており、上記(1～3段階)に該当する方は、負担が軽減されます。

(負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。)

※2 食費(材料費)(1食あたり) 朝食 400円 昼食 575円 夕食 470円 (経管栄養の方で、ご持参の場合無料)

※3 日常生活費を選択されない場合は合計金額から150円/日が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

送迎加算	送迎を行った場合 片道につき	184 円/日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	8 円/回
若年性認知症利用者受入加算	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	120 円/日
緊急短期入所受入加算	指定短期入所生活介護を緊急に行った場合(7日)	90 円/日
医療連携強化加算	いずれかの状態である場合 ☐ 喀痰吸引を実施している状態 ☐ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ☐ 中心静脈注射を実施している状態 ☐ 人工腎臓を実施している状態 ☐ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ☐ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ☐ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ☐ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ☐ 気管切開が行われている状態	58 円/日

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。

要事項説明書別

特別養護老人ホーム 智頭町立心和苑
《短期入所生活介護サービス ご利用料金表》

【 2割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

2割	公費一部負担額 / 日						⑦	⑧	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
	基本報酬	短期生活機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜間職員配置加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり (①～⑥) 合計	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1日あたり 合計
要介護 1	1,392	24	8	16	36	36	1,512	⑦×日数 に 8.3%を 乗じた 金額	1,637
要介護 2	1,528						1,648		1,785
要介護 3	1,676						1,796		1,945
要介護 4	1,816						1,936		2,097
要介護 5	1,952						2,072		2,244

※新型コロナウイルス感染症に対するための特例的は評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額（日額）				合計 （①+②+③/日）
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受けている方	820 円	300 円	150円	0円	1,270円
第2 段階	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	820 円	600 円			1,570円
第3 段階 ①	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円超120万円以下の方	1,310 円	1,000 円			2,460円
第3 段階 ②	・ 世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 120万円超の方	1,310 円	1,300 円			2,760円
第4 段階	・ 上記以外の方	2,006 円	1,445 円			3,601円

※1 所得に応じて、食費・居住費の負担限度額が設けられており、上記(1～3段階)に該当する方は、負担が軽減されます。

(負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。)

※2 食費(材料費)(1食あたり) 朝食 400円 昼食 575円 夕食 470円 (経管栄養の方で、ご持参の場合無料)

※3 日常生活費を選択されない場合は合計金額から150円/日が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

送迎加算	送迎を行った場合 片道につき	368 円/日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	16 円/回
若年性認知症利用者受入加算	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	240 円/日
緊急短期入所受入加算	指定短期入所生活介護を緊急に行った場合(7日)	180 円/日
医療連携強化加算	いずれかの状態である場合 ☐ 喀痰吸引を実施している状態 ☐ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ☐ 中心静脈注射を実施している状態 ☐ 人工腎臓を実施している状態 ☐ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ☐ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ☐ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ☐ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ☐ 気管切開が行われている状態	116 円/日

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。

要事項説明書別

特別養護老人ホーム 智頭町立心和苑
《短期入所生活介護サービス ご利用料金表》

【 3割負担 】

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。

【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

3割	公費一部負担額 / 日						⑦	⑧	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
	基本報酬	短期生活機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜間職員配置加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり(①～⑥)合計	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1日あたり合計
要介護1	2,088	36	12	24	54	54	2,268	⑦×日数に8.3%を乗じた金額	2,456
要介護2	2,292						2,472		2,677
要介護3	2,514						2,694		2,918
要介護4	2,724						2,904		3,145
要介護5	2,928						3,108		3,366

※新型コロナウイルス感染症に対するための特例的は評価として、令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額（日額）				合計 （①+②+③/日）
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受けている方	820 円	300 円	150円	0円	1,270円
第2 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	820 円	600 円			1,570円
第3 段階 ①	世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円超120万円以下の方	1,310 円	1,000 円			2,460円
第3 段階 ②	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 120万円超の方	1,310 円	1,300 円			2,760円
第4 段階	・上記以外の方	2,006 円	1,445 円			3,601円

※1 所得に応じて、食費・居住費の負担限度額が設けられており、上記(1～3段階)に該当する方は、負担が軽減されます。

(負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。)

※2 食費(材料費)(1食あたり) 朝食 400円 昼食 575円 夕食 470円 (経管栄養の方で、ご持参の場合無料)

※3 日常生活費を選択されない場合は合計金額から150円/日が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

送迎加算	送迎を行った場合 片道につき	552 円/日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	24 円/回
若年性認知症利用者受入加算	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	360 円/日
緊急短期入所受入加算	指定短期入所生活介護を緊急に行った場合(7日)	270 円/日
医療連携強化加算	いずれかの状態である場合 ☐ 喀痰吸引を実施している状態 ☐ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ☐ 中心静脈注射を実施している状態 ☐ 人工腎臓を実施している状態 ☐ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ☐ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ☐ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ☐ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ☐ 気管切開が行われている状態	174 円/日

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。

サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。